

令和7年10月1日から両立支援等助成金「柔軟な働き方選択制度等支援コース」が新しくなります

育児を行う労働者の柔軟な働き方を可能とする制度を3つ以上導入し、制度を利用した労働者に対する支援を行った場合等の助成です。

① 制度（※）を**3つ導入**し、対象労働者が制度を利用した場合・・・**20万円**

制度（※）を**4つ以上導入**し、対象労働者が制度を利用した場合・・・**25万円**

※3歳以降小学校就学前までの子を養育する労働者が利用できる、次の制度。

- フレックスタイム制度or時差出勤制度 ●育児のためのテレワーク等 ●柔軟な働き方を実現するための短時間勤務制度
- 保育サービスの手配及び費用補助 ●養育両立支援休暇制度



② **法で求める内容を上回る有給の子の看護等休暇制度の整備**※※・・・**30万円**

※※子の看護等休暇（育児・介護休業法第16条の2）であって、次のいずれにも該当する制度

- ・有給休暇（年次有給休暇として与えられるものを除く。）であること ・1つの年度において10日以上が付与されるものであること
- ・時間単位で取得でき、始業・終業時刻と連続しない「中抜け」ができる制度であること ・一日の所定労働時間を変更することなく利用できるものであること

③ ①や②の制度について**中学校修了までの子を養育する労働者が利用できるものとした場合**・・・**20万円加算**

④育児休業取得状況等の情報を指定のWEBサイト上で公開した場合・・・**2万円加算（変更なし）**

お問合せ先

愛媛労働局雇用環境・均等室 助成金コーナー
松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎5F
TEL089-918-0011



両立支援等助成金
について詳しくはこちら
(R7.10)